

改訂版

四街道市教育の振興に関する施策の大綱



令和6年3月

四街道市

目 次

四街道市教育の振興に関する施策の大綱の改訂にあたって	1
大綱の位置づけ	2
基本理念	3

四街道市教育の振興に関する施策の大綱の改訂にあたって

肉体的にも精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態であることを意味する「well-being（ウェルビーイング）」という言葉があります。人の生き方全体に関わるキーワードですが、教育においても、近年世界的に重視されている考え方です。

この度、四街道市では、この「ウェルビーイング」の実現のために、教育を通して生涯にわたる一人一人の可能性を最大化することを期待し、新たな「基本理念」の下「四街道の教育が目指す人づくり」と「四街道の教育が育む力」を定め、四街道市の教育の根幹となる「四街道市教育の振興に関する施策の大綱」の改訂を行いました。

四街道市の教育を通して子どもたちを初め、市民一人一人に「ともに未来を切り拓く力」を獲得してほしいと願っています。

これからの未来を生きる子どもたちにとって、何がプラスになるのかを常に考え、家庭・学校・地域・行政が寄り添いながら、皆がともに育っていくまちづくりを実現したいと思います。



四街道市長 **鈴木 陽介**

大綱の位置づけ

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が平成27年4月1日より施行され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

本市においては、平成25年3月に策定した「四街道市教育振興基本計画」に掲げた「基本理念」及び「四街道市の教育が目指す姿」をもって当該大綱としていましたが、当該計画が令和5年度をもって終了することから、次期教育振興基本計画（第2期四街道市教育振興基本計画）の策定にあわせて、令和6年度以降における新たな「四街道市教育の振興に関する施策の大綱」をここに定めました。

本大綱は、総合計画に掲げる「まちづくりの方向性」と連動し、未来のまちづくりに向けて、本市の教育が目指す姿を示しています。

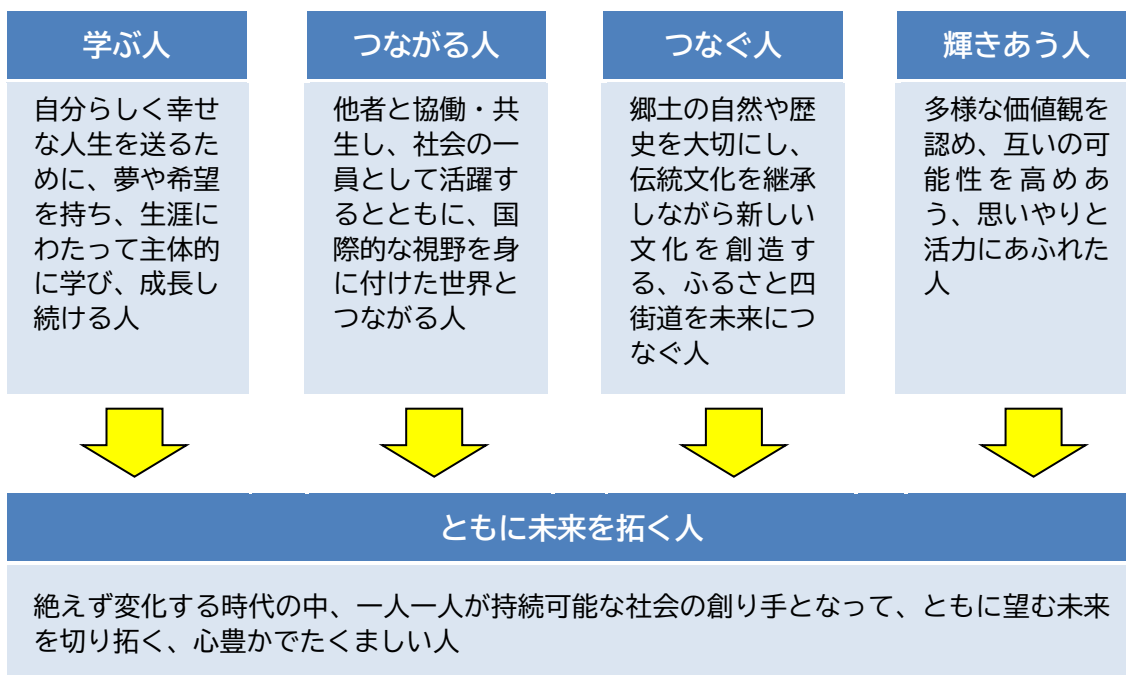
（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

基本理念

「 学び つながり 輝きあい ともに未来を拓く人づくり 」

1. 四街道の教育が目指す人づくり



2. 四街道の教育が育む力

よ	りそう	相手を思いやり、あらゆる他者の価値を尊重する力
つ	ながる	多様な人々と関係を築き、協働する力
か	いけつする	地域や社会の形成に参画し、課題を解決する力
い	かす	良さや可能性を見出し、いかす力
ど	りよくする	夢や目標に向かって踏み出し、挑戦し続ける力
う	ごく	自ら学び、考え、判断し、主体的に行動する力